

仲間ふやしにあなたの力を

税金・金融の相談は民商へ すべての業者に声かけよう

札幌中部民商

札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

東日本大震災の発生から一ヶ月が過ぎました。震災による自粛ムードが少しずつ変化し、街にも人が出てきています。厳しい時だからこそ「民商の仲間と一緒に商売を頑張ろう」「困難な時を乗り越えよう」と励ましあいましょう。

確定申告がまだ終わっていない 美容室が相談・入会

中央区で美容室を経営するSさんが、知り合いから民商を紹介されて相談に来ました。「一昨年まで自分で申告していたが国保料が高くて困っている。民商なら何かいい方法があると聞いた」とのこと。



さっそく入会して、昨年1年間の売上・仕入・経費を計算して、所得金額を算出し申告書を作成。税務署に提出した後、区役所で国保料減免の手続きを行いました。「民商に入って、記帳や経営の事などいろいろと学びたい」と張り切っています。

商工新聞を

気軽に勧めよう

商工新聞には、商売のヒントや経営対策、全国の仲間の取り組み等様々な情報が満載です。ぜひ気軽に周りの知人・友人に勧めましょう。購読料は月500円(郵送地域600円)です。

収支内訳書について

確定申告も終わり、会員の皆さんもホッと一息ついたところですが、税務署から「収支内訳書の提出について」の文書が送付されてきます。収支内訳書とは、白色申告者が確定申告書に添付する書類で、収入や必要経費を記載し、所得金額を計算する内容のもので、所得税法で確定申告書に「添付しなければならぬ」とされています。これは、1984年に所得税法が改悪された時に設けられた制度です。しかし民商・全商連などの反対運動により罰則のない「訓示規定」となりました。同時に参議院大蔵委員会では「記帳・記録保存及び確定申告書に添付する書面制度等」に関して、その内容方式等について納税者に過大な負担となる事がないよう、十分留意するとともに、適正な運用に努めること」と「付帯決議」がなされています。

民商(事務所)・商工新聞休みのお知らせ

*5月はカレンダー通りの休日とさせていただきます
*緊急の場合は下記の連絡先へ

横江会長879-5222 富堂局長577-6802

*印刷・輸送の都合で5月9日付の商工新聞は休みとなります(5月16日付から発行します)



全国商工新聞の遅れについて

いつも商工新聞を購読頂き、ありがとうございます。商工新聞配布にご協力頂いている皆さん、いつもありがとうございます。今回の東日本大震災の影響で、配送ルートなどの乱れが続いています。報道でも少しずつ改善されてきていますが、交通再開による宅配荷物の急増や配達業者の変更などで、正常な配達体制がとれておりません。商工新聞を楽しみにしている皆さん、そして配布にご協力頂いている皆さんにはたいへん申し訳ありませんが、通常より一日遅れの作業体制で進めていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。今後ともよろしくお願い致します。

東日本大震災募金振込先は

北洋銀行 東屯田支店
普通預金 0591021
札幌中部民主商工会 特別会計
会長 横江泰介

会費の納入について

民商は会員の会費によって運営されています。毎月15日までに、会費納入して下さいようご協力をお願いします。

す。未提出により不利な取り扱いはされず、記載事項全部を記入する強制力もありません。税務署では「内訳書」をもとに調査対象者を選定し、調査時の資料として使用します。またKSKシステムが1999年度から本格導入され、調査対象の選定なども「内訳書」記載内容などにより自動的に選定される方向となっています。大切なのは、「内訳書」記載の基礎となる所得計算です。自主計算・自主申告の原則により、しっかりとした申告計算が必要で、支部・班会議などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合います。